

第1回 上越市総合教育会議 次第

日時 平成27年5月25日(月)

13時30分～14時30分

会場 上越市役所 401会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 教育委員長挨拶

4 出席者紹介

5 協 議

(1) 上越市総合教育会議の運営について

(2) 上越市教育大綱の策定方針について

(3) その他

6 その他

7 閉 会

平成 27 年度第 1 回 上越市総合教育会議 出席者

構成員

役 職	氏 名
上越市長	村 山 秀 幸
上越市教育委員会 委員長	村 椿 正 子
上越市教育委員会 委員長職務代理者	徳 道 茂
上越市教育委員会 委員	稲 垣 研 二
上越市教育委員会 委員	濱 祐 子
上越市教育委員会 教育長	中 野 敏 明

市長部局

役 職	氏 名
上越市理事	土 橋 均
上越市総務管理部長（政策監）	宮 越 浩 司
上越市企画政策部長（政策監）	川 上 宏
上越市財務部長（政策監）	高 橋 一 之
上越市自治・市民環境部長（政策監）	黒 木 英 文
上越市健康福祉部長	岩 野 俊 彦
上越市総務管理部 総務管理課長	勝 俣 勤

事務局

役 職	氏 名
上越市教育委員会 教育部長（政策監）	野 澤 朗
上越市教育委員会 教育総務課長	滝 澤 良 文
上越市教育委員会 教育総務課参事	親 跡 久 樹
上越市教育委員会 学校教育課長	竹 内 学
上越市教育委員会 社会教育課長	大 山 仁
上越市教育委員会 文化行政課長	中 西 聰
上越市教育委員会 体育課長	佐 藤 正 明
上越市教育委員会 教育総務課副課長	鈴 木 章
上越市教育委員会 教育総務課係長	加 藤 義 浩

第1回上越市総合教育会議 資料集

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

(平成 26 年法律第 76 号)

(総合教育会議)

第 1 条の 4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

(大綱の策定等)

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

上越市総合教育会議運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号、以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき設置する上越市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事項の協議及び調整を行う。

- (1) 本市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定
- (2) 本市における教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（構成員）

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（招集）

第4条 会議は、市長が招集し、あらかじめ日時、会場、会議日程及び協議題を定めて、教育委員会に通知する。ただし、緊急に会議の開催を要するときは、この限りではない。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

（会議）

第5条 市長は、会務を総理し、会議の議事進行を行う。

（関係者の出席等）

第6条 市長は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

2 教育委員会は、前項による関係者の出席を求めるときは、具体的な候補者を提示し、市長に要請することができる。

（会議の公開）

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときはこの限りではない。

2 市長は、会議の日時、場所、議題、公開の可否その他の会議の開催に関し必要な事項を

あらかじめ公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。

(会議録の作成及び公表)

第8条 市長は、会議の終了後速やかにその会議録を作成し、これを公表するものとする。

2 会議録は、非公開とした部分を除き、市のホームページへの掲載により公表するものとする。

(調整結果の尊重)

第9条 市長及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第10条 総合教育会議の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月25日から実施する。

上越市教育大綱の策定方針について（案）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、上越市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める「大綱」を策定する。

1 基本的な考え方

上越市第6次総合計画の教育・文化分野に定める目標、基本方針、基本政策、基本施策を基本とし、「大綱」を策定する。

2 大綱の期間

平成27年度から平成34年度までの8年間（4年ごとに見直し）

3 大綱の構成

大綱の構成は、以下のとおり。

第1章 基本的事項

- ・策定の趣旨
- ・位置づけ、計画期間等

第2章 総論

- 1 目標
- 2 基本方針
- 3 基本政策
 - (1) 学校教育の質の向上
 - (2) 社会教育・文化活動の推進

第3章 各論

- 1 学校教育の質の向上
 - (1) 「知・徳・体」を育む学校教育の推進
 - (2) 学校教育環境の整備
- 2 社会教育・文化活動の推進
 - (1) 学びを通じた人づくり、地域づくりの推進
 - (2) スポーツ活動の推進
 - (3) 文化活動の振興

第4章 大綱の実現に向けて

教育委員会との連携が必要な主要課題

1. すこやかな育ちの推進
 - ① 生活習慣病予防対策の充実
 - ② 家庭の子どもを育てる力を高める親支援の拡充
 - ③ 食育の総合的かつ計画的な支援の推進

2. 特別な配慮を必要とする子どもの支援のあり方
 - ① 障害のある子どもの相談支援の拡充
 - ② いじめや不登校等の児童生徒への支援の拡充
 - ③ 発達支援が必要な児童に対する相談体制の充実

3. まちづくりのための人材育成
 - ① 市民が主役のまちづくりに向けた連携と取組の強化
 - ② 異文化に対する理解や国際感覚を持った人材の育成
 - ③ 伝統芸能の文化や郷土の伝承芸能、偉人顕彰等の教育

4. 子どもの居場所づくり
 - ① 放課後児童クラブ化している児童館や旧こどもの家のあり方の検討
 - ② 長期休業時における放課後児童クラブ及び子育てひろばの利用方法の検討

5. 地域とのつながりの構築
 - ① 域学連携の体制の構築
 - ② 越後田舎体験での交流推進
 - ③ 学校給食への安全安心な地場産野菜の供給と地産地消の推進